

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会定款の一部改正

次のとおり改正する。

現行	改正 (案)	改正理由
<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人を構成する会員は、次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）」における社員とする。</p> <p>1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した交通信号施設工事業等を営む法人</p> <p>2 準会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人</p>	<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人を構成する会員は、次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）」における社員とする。</p> <p>1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した交通信号施設工事業等を営む法人及びその支社、営業所等。ただし平成27年5月末までに入会した準会員はこの限りでない。</p> <p>2 準会員 上記以外のこの法人の目的に賛同して入会した法人又は個人</p>	<p>本来工事業者のための協会であり、自覚と信念をもって正会員として積極的に活動してもらうために、今後入会する事業者等は正会員のみとした。</p> <p>また大規模な工事業者は全国各地に関係する営業所等があり、本社の配下のもとで地方における協会活動を実施していたが、今後は独立した協会会員として参画し、地方の協会活動の要として活動してもらうことが期待されるため。</p>
<p>(入会)</p> <p>第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。</p> <p>2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。</p> <p>3 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びその者が事業を支配している法人は、この法人の会員になることができない。</p>	<p>(入会)</p> <p>第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みをし、理事長の承認を得なければならない。</p> <p>2 削除</p> <p>3 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びその者が事業を支配している法人は、この法人の会員になることができない。</p>	<p>全国に分散配置された理事が多数のため、入会希望者のある都度理事会を開催することはあまりにも煩雑であり、業務の効率化を図るとともに入会希望者を待たせることなく迅速な入会承認を行うため。</p>

資料 3

現行	改正 (案)	改正理由
<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の会費支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 当該会員が死亡又は解散したとき。</p>	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の会費支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 当該会員が死亡又は解散したとき。</p>	<p>事務員の少ない小規模の事業者では、会費の督促が失念されることがあり、またこのような業者は当該年度の会費支払いが厳しく、次年度にまとめて支払いたい旨の要望もあるため。</p>
	<p>(拠出金の不返還)</p> <p>第11条 既納の会費その他の拠出金は、返還しない。</p>	<p>年度途中で退会する会員があり、既納会費の返還に絡み面倒な打合せ協議があり、このような事務作業の軽減を図るために追加した。</p>
<p>(権限)</p> <p>第13条 総会は、法令に規定する事項及びこの定款で定めた事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。</p>	<p>(権限)</p> <p>第13条 総会は、法令に規定する事項及びこの定款で定めた事項のほか、入会金及び会費の額などについて決議する。</p>	<p>総会には会費の額以外に会費の性質の変更や将来支払いなどに絡む新たな取り決めが必要になることから額に限定しないこととした。</p>
<p>(議長)</p> <p>第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。</p>	<p>理事の異動もあり、その都度あらかじめ順序を定めることは煩雑であり、事務の効率化を図るため。</p>

資料3

現行	改正(案)	改正理由
<p>(役員の設置)</p> <p>第22条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上 20名以内</p> <p>(2) 監事 1名以上 3名以内</p> <p>2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とし、必要に応じ理事の中からこの法人の業務を執行する理事として専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。</p> <p>3 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。</p>	<p>(役員の設置)</p> <p>第22条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上 25名以内</p> <p>(2) 監事 1名以上 3名以内</p> <p>2 理事のうち、1名を理事長とする。更に副理事長及び必要に応じ、この法人の業務を執行する理事として専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。</p> <p>3 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国の各地域毎に、会員の主導的役割を担う理事を分散配置して、事業の遂行等強化を図る。 理事長及び副理事長が同時に事故があった場合を想定し、副理事長を1名に限定しないこととした。
<p>(招集)</p> <p>第32条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する</p>	<p>(招集)</p> <p>第33条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する</p>	<p>理事長の代わりを明示して、明確に対応できるようにするため。</p>
<p>(議長)</p> <p>第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。</p>	<p>(議長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、副理事長が議長となる。</p>	<p>理事長の代わりを明示して、明確に対応できるようにするため。</p>

資料 3

現 行	改 正 (案)	改正理由
	<p>(委員会の設置)</p> <p>第39条 理事長は、本会の会務の円滑な運営を図るために、理事会の定めるところにより委員会を設けることができる。</p> <p>2 委員会の委員長は理事長がこれを委嘱する。</p>	<p>重要事項の検討を行う委員会を設け、理事会において明確にこれを規定するために追加する。</p>